

別表十四（四）の記載の仕方

- 1 この表のⅠは、法人が法第62条の7第1項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第3項において準用する場合を含みます。）若しくは令第123条の9（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金損入）（法第62条の7第1項又は令第123条の9の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この表のⅡは、法人が令第123条の8第6項（特定引継資産から除かれる資産の範囲等）の規定（同条第6項第4号に係る部分に限ります。）若しくは同条第16項において準用する同条第6項の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（令第123条の8第6項又は同条第16項において準用する同条第6項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 3 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。